

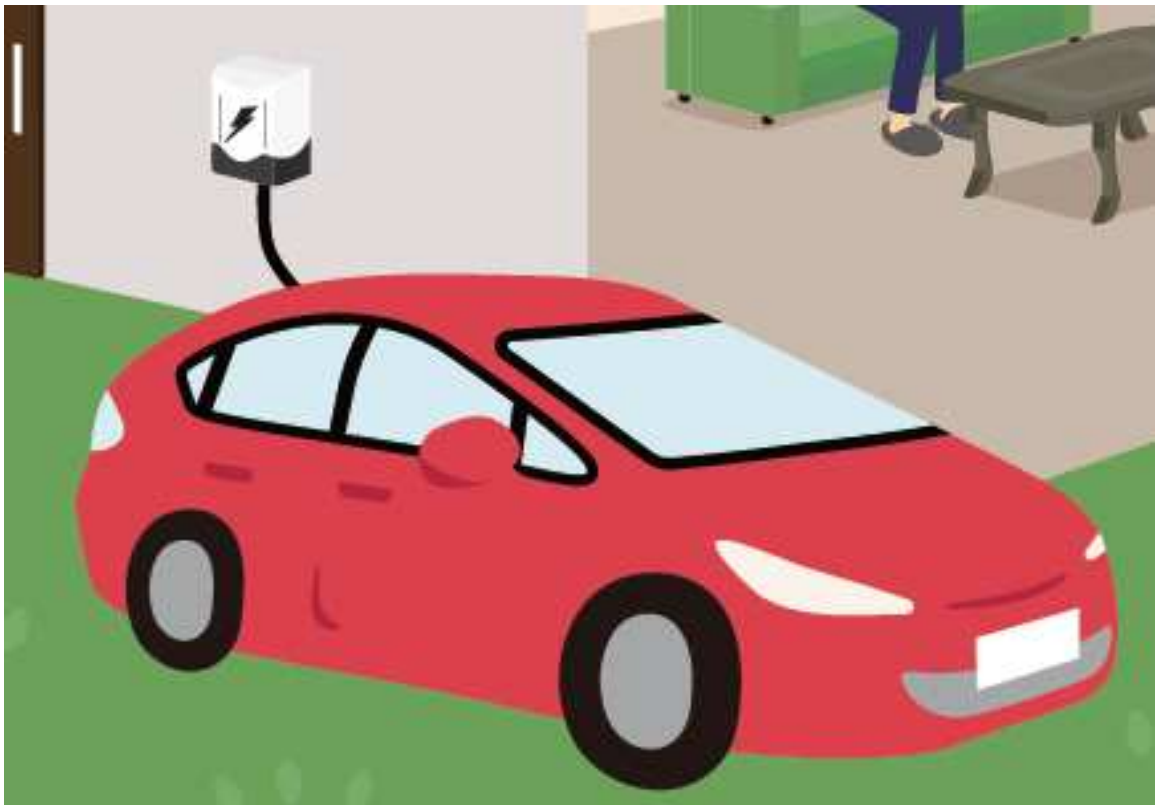


豊田市
TOYOTA CITY



Toyota
ZERO
carbon
action

豊田市エコファミリー支援補助金 ～外部給電機能付次世代自動車編～



申請ガイド

-第 1.1 版-

2025 年 4 月

第1章 本事業について

- 1. 豊田市エコファミリー支援補助金とは P.2
- 2. 申請期間 P.2
- 3. 補助金額 P.3
- 4. 補助の要件 P.4

第2章 申請について

- 1. 申請の概要 P.5
- 2. 提出方法、提出先、提出書類について P.6
- 3. 提出書類作成時の注意事項 P.9
- 4. 補助金交付決定及び補助金の振込について P.13

第1章 本事業について

1. 豊田市エコファミリー支援補助金とは

豊田市では、次世代自動車の普及促進を図り、暮らしの脱炭素化を推進することを目的に、次世代自動車の補助制度を設けています。

2. 申請期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火） 必着

申請のながれ

※新車登録日又は支払完了日のいずれか遅い日から2か月以内に申請が必要です！

申請方法等の詳細についてはP5～P12をご確認ください。

申請の流れ



交付申請兼実績報告書提出期限

新車登録日又は補助対象自動車の支払完了日のいずれか遅い日から**2か月以内**。
ただし、令和8年3月31日（火）より後には提出できません。
※分割払い又はリース契約の場合は、分割払い契約日・リース契約日を支払完了日とします。

3. 補助金額

★補助メニューは以下3種類です。

①PHEV（プラグインハイブリット車）・BEV（電気自動車）

②FCEV（燃料電池車）

③超小型EV

※①、③は、付帯設備等への補助（上乗せ加算）あり

購入した車両	A 車両に対する補助 (車両ごとに設定)	B 付帯設備等への補助 (A に上乗せ加算)	最大補助額 A + B
 PHEV・BEV	上限20万円	充電設備 (標準装備の場合は対象外) 上限2万円	最大22万円
 FCEV	上限32万円	—	最大32万円
 超小型EV	上限7.5万円	満65歳以上 4万円	最大11.5万円

超小型EVとは

道路交通法施行規則別表第2で定義されている「ミニカー」の内、定格出力が0.25kWを超え0.6kW以下の電動機を有する三輪以上のものであって、標識交付証明書にミニカーと記載されているもの。

※1 外部給電機能を有していることが必須条件となります（超小型EV 除く）。外部給電機能の定義については市HP掲載の要綱をご確認ください。

※2 充電設備の設置に要した費用（税抜）が2万円に満たない場合、設置費用を上乗せ補助

※3 充電設備が標準装備の場合は補助対象外（工事費用のみの請求は対象外）

※4 充電設備は、使用者（申請者）の住所に設置した場合に補助対象

※5 超小型EVの上乗せ補助対象者は申請年度末時点で満65歳以上になる人

★車両ごとの補助額は、ホームページ「補助対象車一覧」をご確認ください。

4. 補助の要件



次のチェック項目で補助申請ができるか事前に確認してください。



(1) 補助対象者

注意：補助金の申請は同一年度内に **1 世帯につき各補助金 1 回限り** です！
すべての項目に当てはまる方が申請できます！

- ☐ 新車登録日の1年以上前から、申請の際まで引き続き市内に在住している方
※住民基本台帳法により豊田市の住民として記録されていること。
(期限内に1度でも転出されている方は対象になりません。)
- ☐ 豊田市税を滞納していない方
- ☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない方



(2) 補助の要件

以下の要件を満たしている必要があります。

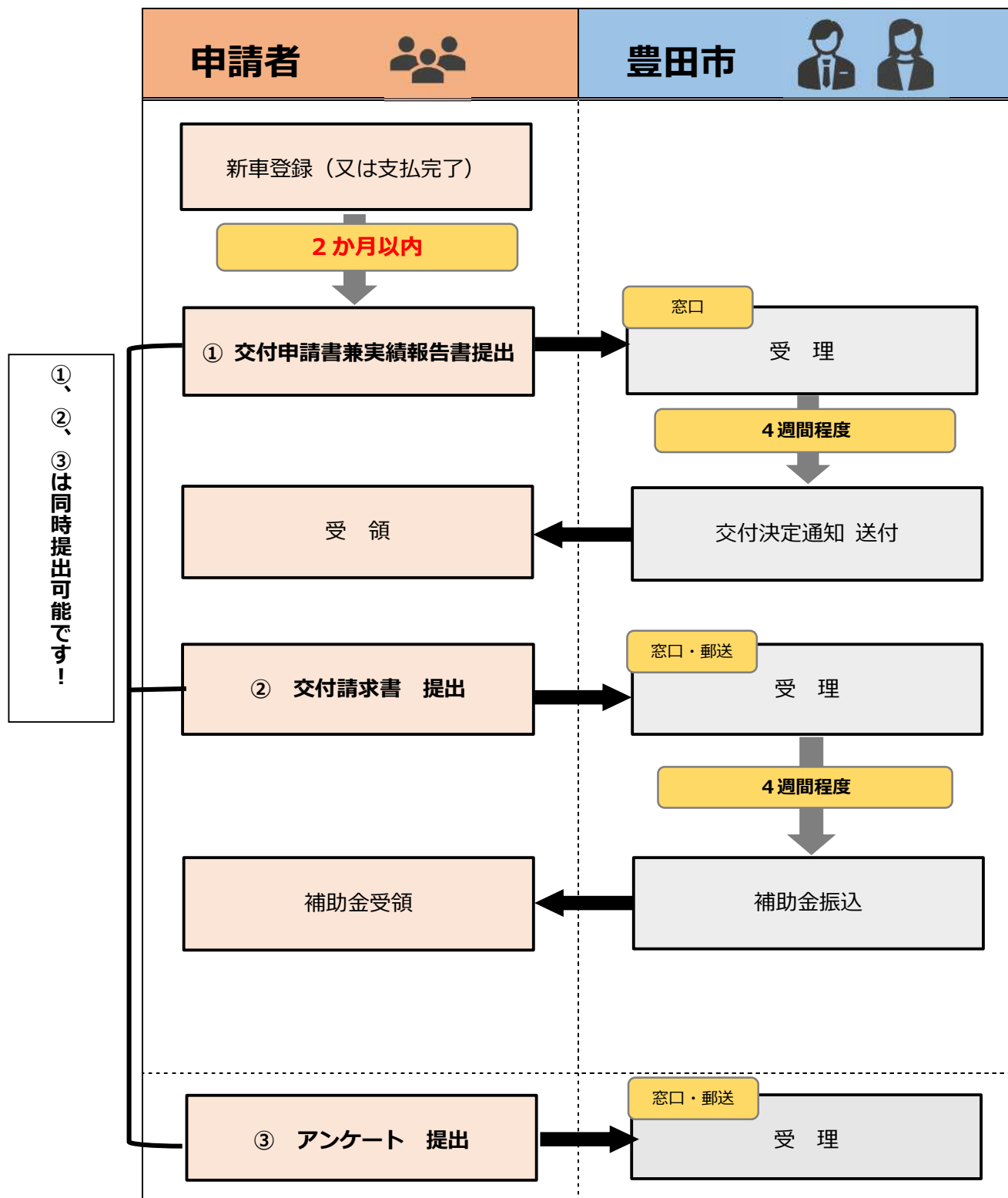
- ☐ 令和7年4月1日～令和8年3月31日までに購入又はリース（サブスクリプションを含む）契約、新車登録されたもの
- ☐ 外部給電器・V2H充放電設備を経由して、又は車載コンセントから電力を取り出せる機能を有しているもの
ただし、超小型電気自動車については、外部給電機能の有無は問いません
- ☐ 自ら使用する目的で、新車購入又はリース（サブスクリプションを含む）契約したもの
(豊田ナンバーであること)

第2章 申請について

1. 申請の概要

申請期間：令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）**必着**

<申請の流れ>



2. 提出方法、提出先、提出書類について

(1) 提出方法

① 補助金窓口にて提出

申請書類を環境政策課補助金窓口（環境センター1 階）で提出する申請方法です。



申請書類のダウンロードはこちら

② 郵送にて提出

郵送での提出も可能ですが、事前にお電話でご連絡ください。

(2) 提出先（お問合せ先）

豊田市環境政策課補助金窓口（豊田市役所環境センター 1 階）

住所：〒471-8501

豊田市西町 3-60

電話：0565-41-7391

FAX：0565-41-7392

Email：ecolife@city.toyota.aichi.jp

受付可能時間：

月曜日～金曜日 午前 9 時 00 分～午後 4 時 4 5 分

(土日祝日、年末年始の閉庁日は、受付できません)



(3) 提出書類



次のチェック項目でチェックしながら提出書類をご準備ください。



提出書類の書き方や、詳細な注意事項については参照ページをご確認ください

参照 ページ	提出書類	説明	✓
9	①交付申請兼実績報告書 (次世代様式第1号)	・申請は新車登録日又は補助対象自動車支払完了日（領収日）のどちらか遅い方の日付から2か月以内 ※令和8年4月1日以降の申請はできません。 ・申請者住所は提出時の住民票（住民基本台帳）の住所と同一	
－	②自動車検査証等の写し	・補助対象自動車種によって異なる ・自動車検査証記録事項の写し（普通自動車、軽自動車） ・標識交付証明書の写し（ミニカー）	
10	③領収書の写し	・分割払い又はリース契約の場合は当該契約書の写しでも可 ・領収書は申請者名と同一であるか	
－	④注文書の写し	・申請者名、住所、車名、車両本体価格等の内訳 ※契約書等に全て明記されている場合は省略可	
10	⑤交付請求書 (共通様式第6号)	・申請者の住所、電話番号は①と同一 ・口座名義人は①と同一	
11	⑥振込先口座の通帳等の写し	・以下4点の記載があるもの ①金融機関名（金融機関コード） ②支所・出張所名（支店コード） ③口座番号 ④口座名義人 ・預金種目は、普通口座又は当座口座	
－	⑦アンケート	・アンケートへの回答	

充電設備を設置した場合			
参照 ページ	提出書類	説明	✓
ー	⑧充電設備設置に係る領収書の写し	・請求書、納品書不可 ・購入等完了日（新車登録日と補助対象自動車支払完了日のうち遅い方）の1年前から補助金申請期限内のものに限る	
ー	⑨領収明細書 （設備本体費、部品代、工事費）	・充電設備本体費を含むこと ※見積書可、⑧に明記されている場合は省略可	
12	⑩充電設備の写真	・設置状態が確認できるもの（カラー写真）	

3. 提出書類作成時の注意事項

① 交付申請兼実績報告書（次世代様式 1 号）

外部給電機能付次世代自動車様式第 1 号

提出日 年 月 日

豊田市長 様

【記入例】

フリガナ	
申請者氏名	
申請者住所	〒 豊田市
電話	
生年月日	

申請者住所は提出時の住民票（住民基本台帳）の住所と同一

交付申請兼実績報告書

豊田市エコファミリー支援補助金交付要綱(外部給電機能付次世代自動車購入に対する補助)第 10 条の規定に基づき、下記のとおり補助金交付の申請をします。

自動車の購入等完了日	令和●年 12月 12日
自動車の所有方法	☒ 購入・ローン ☐ リース契約（サブスクリプションを含む。）（ 年）
	☒ 外部給電機能を有した車両である（ミニカーは除く）
	☒ 豊田ナンバーである
	☒ 自動車検査証の使用者欄が申請者本人、ミニカーの場合は標識交付証明書に記載された納税義務者又は使用者である
	☒ 新車登録日の 1 年以上前から豊田市民である
1 補助対象自動車	トヨタ、三菱、日産等
(1)メーカー名	
(2)車種名	プリウスPHV、アウトランダー、リーフ等
a 車両本体に対する	補助対象車一覧（別紙）に記載されている金額を記入 PHV・EV:上限 20 万円 FCV:上限 32 万円
2 充電設備設置費	200,000円
(1) 充電設備設置費(税抜)（補助対象経費）	100,000円
(2) その他の費用（消費税等）	充電設備を設置された方は、③枠内も記入 62,000円
(3) 合計（領収書金額）	162,000円
b 充電設備に対する上乗せ補助額（最大 2 万円）	20,000円
c（超小型 EV のみ）満 65 歳以上の上乗せ補助額（4 万円）	, 000円
3 補助金額合計 a + b + c	, 000円
本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳の閲覧や市税の収納状況を確認することに同意します。。	
(申請者氏名)	豊田 太郎

新車登録日又は領収日（分割払い契約日）の遅い方を記入

当てはまる方にチェック

全てにチェック
※1つでも該当しなければ、補助対象外

合計金額は空欄にしてください。窓口申請時にご記入いただきます。

販売会社・販売代理店	
名称	クルマを購入した店舗の
担当者	連絡先を記入
連絡先	
手続きに関する連絡先 ☐ 上記担当者 ☐ 申請者	

環境政策課記入欄					
生	C	住	C	入力	C
.	.	.	.	.	.

③ 領収書の写し又は契約書の写し

- ★領収書が複数ある場合は、すべて提出が必要です。
- ★以下の内容が全てはっきり分かるものに限りです。
- ★分割払い又はリース契約の場合は当該契約書の写しでも可能です。

□ 1. 宛名

補助申請者名が明記されているものに限りします。

□ 2. 領収日

領収日※が令和7年4月1日（火）から、令和8年3月31日（火）までの日付であること。

※領収書が複数ある場合は、最終の領収日

※分割払契約書（分割払の場合）の場合、契約日（分割契約申込書は不可）

☐ 3. 領収書の発行元

☐ 4. 車両の購入にかかった費用

⑤ 交付請求書（共通様式第6号）

- ★交付請求書は、①交付申請兼実績報告書と同時に提出することができます。
- ★金額等、交付請求書記載内容の訂正はできません。
- 書き損じた場合は新しい用紙に記入してください。

交 付 請 求 書

記入例

請求番号記入不要

金額欄は空欄にしてください。窓口申請時にご記入いただきます。

支店名を忘れずに

フリガナを忘れずに

交付申請兼実績報告書の申請者情報と同一氏名・住所

豊田市長 様		年度	決定
環境政策 (新機)		税番号	
年月日		課コード	
000		請求番号	
事業名		下記日順へ願ってください。	
豊田市エコファミリー支援補助金		金融機関名 (支店名まで記入してください)	
		〇〇〇銀行 豊田支店	
		口座番号	
		③・当 振 込	0123456
上記のとおり請求します。		口座名 (名義人) 受付システムを併せてください。	
電話番号 471-8501 (電話 34-6650)		トヨタ タロウ	
住 所: 豊田市西町3-60		豊田 太郎	
名: 豊田 太郎		年 月 日	
(法人にあっては法人代表者および代表者監理・代表)		機収書	(印)
経路事項	A B C D	機収書	

⑥ 振込先口座の通帳等の写し

★下記4点の記載があるか確認してください。

①金融機関名（金融機関コード）

②支店・出張所名（支店コード）

③口座番号

④口座名義人

※預金種目は、普通口座又は当座口座を指定してください。

（貯蓄預金を振込先に指定することはできません。）

※必ず補助金申請者名義の振込先口座を指定してください。

※外国人の口座名義は、英字かカタカナかどちらか分かるようにしてください。

矢印の方向へお入れください

① ○ ○ 銀行

キャッシュカード

④ トヨタ タロウ 様

① XXXX-XXX-XXXXXXX ② ③

〇〇ネット銀行

お客様口座情報照会

2022/11/11 11:11:11現在

お客様口座情報

④ トヨタ タロウ 様

金融機関名	① 〇〇ネット銀行
金融機関コード	XXXX
店番号（支店コード）	② XXX
支店名	② 〇〇豊田支店
口座番号	③ XXXXXXXX
預金種別	普通預金

〇〇銀行の普通預金

おなまえ ④ トヨタ タロウ サマ

店番	お客様番号	口座番号
② XXX	XXXXXXXX	③ XXXXXXXX

① 〇 ○ 銀行

銀行コード ① XXXX

口座店 ② △△駅前支店

電話番号 0565-XX-XXXX

ご利用にあたってのお願い

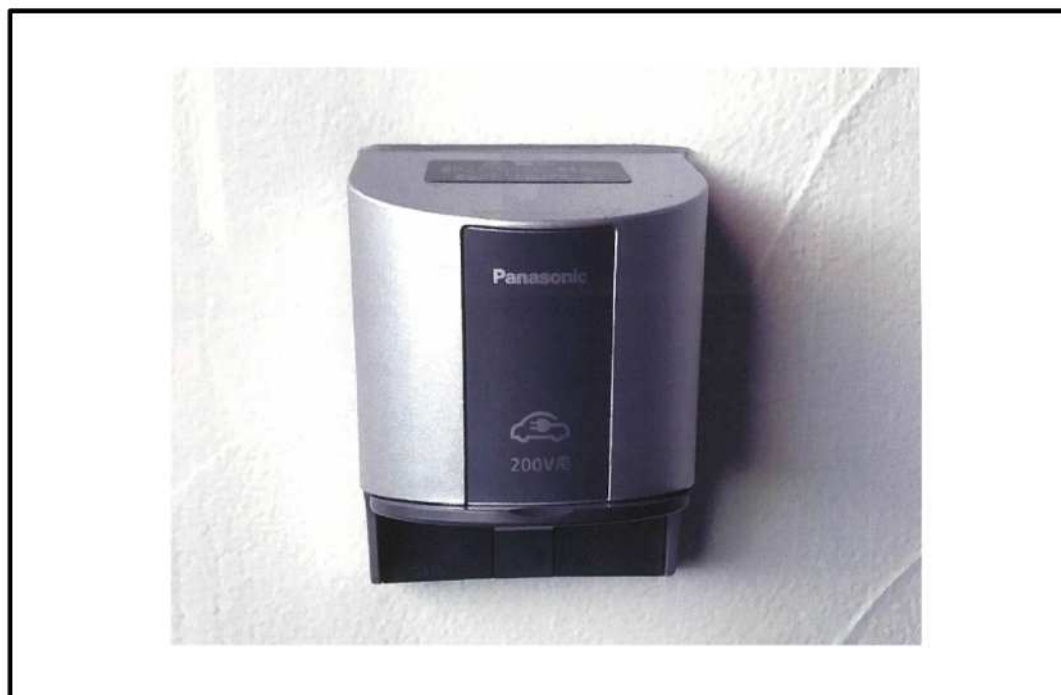
● ●

※ネット銀行で通帳やキャッシュカードがない場合は、インターネットの専用サイト等から口座情報の分かるページを画面コピー等印刷して提出してください。

⑩ 充電設備の写真

★カラー写真で提出してください。

充電設備設置状態写真の例



次世代自動車と外部給電設備

豊田市では、環境にやさしく、災害時の非常用電源として役に立つ「次世代自動車」の普及を進めています。

【次世代自動車とは】

プラグインハイブリッド車（PHV）や電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）と呼ばれる車種は、容量の大きな蓄電池を備え、高い環境性能を発揮します。

【外部給電設備とは】

車に蓄えた電気を電化製品等に供給できる機能を指します。この機能を活用すれば、車が非常用の電源となり、非常時の安心に繋がります。



AC1500W を超えない範囲で複数の機器を同時に使用できます。



このような次世代自動車の普及啓発事業を「SAKURA プロジェクト」として進めています。

4. 補助金交付決定及び補助金の振込について

提出された申請書類は、審査を経て交付決定後に指定口座に振り込みます。

1 審査

受領した申請書・添付書類について、補助対象要件や補助対象設備等、所定の審査を行います。書類に不備がある際には、事務局から申請者に電話等にて連絡を行います。

2 補助金交付決定

審査を経て、適正な申請であると認められた場合は、交付決定通知書兼確定通知書を送付します。

3 補助金の振込

交付決定通知書兼確定通知書を送付後、約 1 か月後に、指定の振込先口座に補助金を振り込みます。

※振込通知は、発行しませんので、直接口座を確認してください。

○お問い合わせ先

豊田市役所 環境部 環境政策課 補助金受付係
電話番号 0565-41-7391
受付時間 9:00~16:45 (平日)